

## 6. 岡山大学文学部履修細則

卒業資格単位数は、入学した年度の学生便覧に掲載されているものが適用されるので、注意してください。(ただし、編入学・転学部等の場合を除く。)

**第1条** この細則は、岡山大学文学部規程第8条第4項の規定に基づき、岡山大学文学部（以下「本学部」という。）における授業科目の単位の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 本学部の学科に、それぞれ次のとおり各分野を設ける。

- 2 学生は、入学後指定の期日までに、所属を志望する分野を学部長に届け出て許可を受けなければならない。
- 3 所属した分野の変更を希望するものがあるときは、指定の時期に、変更を希望する分野を学部長に届け出なければならない。

学科	分 野
人 文 学 科	哲学・倫理学分野 芸術学・美術史分野 地理学・社会学・文化人類学・社会文化学分野 心理学分野 歴史学・考古学分野 言語学・現代日本語学分野 日本語・日本文学分野 外国語・外国文学分野

**第3条** 人文学科の卒業資格単位数は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

- 1 この細則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(附 則 以下中略)

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、改正後の授業科目の履修方法にかかわらず、なお従前の例による。

人文学科  
授業科目の履修方法

科目区分		授業科目名		必修 単位	選択必 修単位	卒業資 格単位	配当年次	
教 養 教 育 科 目	導入教育	ガイダンス	人文学の基礎A	1単位		3単位	1年次	
			人文学の基礎B1	0.5単位				
			人文学の基礎B2	0.5単位				
			全学ガイダンス科目	1単位				
		補習教育	高大接続科目				卒業要件外	
	知的理解	現代と社会	人文・社会科学系科目	2単位	4単位 以上			
		現代と生命	生命科学系科目	2単位				
		現代と自然	自然科学系科目	2単位				
	実践知・ 感性	実践知	実践・社会連携系科目					
		芸術知	芸術系科目					
	汎用的技能 と健康	情報教育	情報リテラシー系科目	情報処理入門1(情報機器の操作を含む)	1単位			
				情報処理入門2(情報機器の操作を含む)				
				情報処理入門3(情報機器の操作を含む)				
				ICT(Information & Communication Technology)系科目				
		キャリア教育	キャリア教育・学生支援系科目					
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学					
			スポーツ演習(する・みる・支える)					
		アカデミック・ライティング	アカデミック・ライティング科目					
	言 語	英語	英語(スピーキング)－1	0.5単位				
			英語(スピーキング)－2	0.5単位				
			英語(リーディング)－1	0.5単位				
			英語(リーディング)－2	0.5単位				
			英語(ライティング)－1	0.5単位				
			英語(ライティング)－2	0.5単位				
			英語(リスニング)－1	0.5単位				
			英語(リスニング)－2	0.5単位				
英語(総合)－1			1単位					
英語(総合)－2			1単位					
プレ上級英語								
上級英語								
英語特別演習1								
英語特別演習2								
初修外国語	A群	ドイツ語		4単位 以上			1～2年次	
		フランス語						
		中国語						
		韓国語						
	B群	ロシア語						
		スペイン語						
イタリア語								
日本語	応用日本語(留学生のみ)							
高年次教養	高年次教養科目(人文学)	1単位			1単位	3～4年次		
教 養 教 育 科 目 単 位						30単位		
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	必修科目	人文学の論点		5単位	1年次		
			人文学入門演習(***)		1単位	1年次		
	専門科目			人文学概説(***)		6単位	2～4年次	
				人文学講義(***)		8単位	2～4年次	
				実践演習(***)		8単位	2～4年次	
				課題演習(***)		6単位	3～4年次	
	自由科目	文学部の全ての専門教育科目 他学部全ての専門教育科目		46単位	1～4年次			
専門科目	卒業論文			14単位	4年次			
専 門 教 育 科 目 単 位						94単位		
合 計 単 位						124単位		

上記専門教育科目の (\*\*\*) には、分野名、学問領域等が付記される。文学部規程別表第二(22～25頁)を参照。

## 注 意

1. 知的理解科目は、「現代と社会」「現代と生命」「現代と自然」の各区分から2単位、更に「現代と社会」と「現代と生命」と「現代と自然」の区分からあわせて4単位以上、合計10単位以上履修すること。
2. 高年次教養科目は、文学部が開講する「高年次教養科目（人文学）」を必ず修得すること。他学部開講の高年次教養科目は卒業要件に算入しません。
3. 自由科目とは、必修科目として指定された科目以外の専門教育科目をいう。これは、他学部開講の専門教育科目を含むものとする。  
また、必修科目として規定された単位数を超えて修得した単位もこの科目の単位とすることができる。
4. 文学部専門教育科目の履修科目については、必要に応じてアカデミック・アドバイザー、指導教員と相談のうえ決定すること。
5. 年次とは、入学後の年数をいい、入学後1年目を1年次、2年目を2年次、3年目を3年次、4年目以降を4年次という。
6. 外国人留学生にあっては 教養教育科目の言語科目のうち、英語（スピーキング）、英語（リーディング）、英語（ライティング）、英語（リスニング）、英語（総合）を他の外国語科目の単位をもって換えることができる。

## 7. 履修に関する事項

### 1 授業の方法

授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行われます。

### 2 単位の計算方法

授業科目の1単位当たりの学修は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数が定められています。

授業の種類・方法	大学の授業による学修時間	授業時間外に必要な学修時間
講義、演習	15時間	30時間
実験、実習	30時間	15時間

### 3 履修手続きについて

(1) 授業科目は、それぞれの配当年次に履修してください。

\*配当年次は各年度の「文学部専門教育科目授業時間割」又はシラバスで確認してください。

\*特に記載のあるものを除き、配当年次以上の年次であれば履修できます。

\*教養教育科目は、高年次に配当される科目を除き、1年次、2年次において確実に修得することが望まれます。

\*概説科目は、2～3年次において確実に修得することが望まれます。

\*所属専修コース及び分野の課題演習については、『「専修コース課題演習」履修に係る取扱いについて』及び『「分野課題演習」履修に係る取扱いについて』を参照してください。

(2) 学生は、卒業要件科目・単位数等を考慮のうえ履修してください。なお、卒業要件科目・単位数は入学年度の学生便覧（履修細則）により確認してください。

(3) 文学部では年度前半・年度後半でそれぞれ15単位以上、通年30単位以上を単位修得の標準としています。ただし、高年次になると演習科目や卒業論文作成のための時間が増えるため、無理のない範囲でしっかり履修してください。

(4) 文学部専門教育科目のうち、シラバスの「重複履修の可否」に「可」とあるものは同一名の授業科目を重複して履修することができます。また、これにより修得した単位は卒業資格単位として認められます。

\*教養教育科目及び他学部の専門教育科目は一部の科目を除き原則として重複履修ができません。履修の手引や文学部教務担当で個別に確認してください。

(5) 他学部開講の科目（教職関係科目を含む。）を履修する場合は、当該科目の開講される学部において、時間割、シラバス等を確認した後、本学部で履修手続きをとってください。

(6) 履修登録は学期毎に行い、夏季集中に開講される科目は第2学期と、冬季集中・春季集中に開講される科目は、第4学期と同時にWebにより登録します。登録期間等の詳細は掲示にてお知らせします。

### 4 単位の上限

\*履修科目として登録できる単位数の上限は、年間60単位を限度とします。この上限単位は、教養教育科目と専門教育科目を合わせた総単位数とします。

\*履修登録をして「F」となった科目、「大学コンソーシアム岡山で履修した科目」、国立六大学間の「国内留学プログラム」の単位は上記60単位に含まれます。外部検定試験等により認定された単位は含まれません。

\*これは、履修上限についてのもので、卒業資格単位とは異なります。例えば、TOEIC-IP試験で認定された単位は履修の上限に含まれませんが、卒業資格単位としては認められます。

\*なお、教養教育科目の「留学生支援ボランティア実習」、「学生支援ボランティア実習」及び補習教育科目は上記60単位に含まれません。

## 5 留学等による単位の認定

(1) 留学先の大学で修得した単位は、60単位を限度とし、教育委員会の議を経て、本学での修得単位として認定することがあります。

\*認定を希望する場合は、留学開始までに文学部教務担当で必要書類や手続を確認し、帰国後、手続を行ってください。

\*なお、留学先の大学で修得した単位のうち、各分野の課題演習科目2単位を限度に修得単位として認定することがあります。認定を希望する場合は、指導教員と相談のうえ、留学前に教務担当へ連絡してください。

(2) 外部検定試験等による単位認定を希望するときは、所定の期間に手続をしなければなりません。

\*手続期間は7月と2月です。期間は別途掲示します。認定の詳細は、『岡山大学文学部における外国語科目等に係る単位認定基準』を参照してください。

## 6 成績の評語及びG P (グレード・ポイント)

評語	G P	評点 (整数)	基準等
A+	欄外の	90~100点	合格 (単位を授与する。)
A	GP算出	80~89点	
B	方法を	70~79点	
C	参照	60~69点	
F	0	0~59点	不合格 (単位を授与しない。)
W	対象外	付さない	履修登録後において、履修取消手続を行った授業科目
認定	対象外	付さない	①入学前の既修得単位及び転学、編入学等の既修得単位について、学部・研究科の判断により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を授与する場合 ただし、本学において入学前に修得した単位は、評点により認定することができる。 ②他の大学等において履修し修得した授業科目の単位又は大学以外の教育施設等における学修について、学部・研究科の判断により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を授与する場合で、評点により評価しがたい場合
修了	対象外	付さない	本学の開設する授業科目のうち、授業の特殊性に鑑み、評点により評価しがたいもの、若しくは一定の到達度をもって評価し単位を授与する場合
未修得	対象外	付さない	修了の評語をもって合格の評価とする授業科目で、不合格 (単位を授与しない。) とする場合

### G P算出方法

$$G P = (\text{評点} - 55) / 10$$

※ただし、評語「F」(不合格:評点60点未満)のG Pは0とします。また、「W」、「認定」、「修了」、「未修得」については、対象外としG Pを付しません。

### G P Aの算出方法

履修登録した科目ごとにG Pに単位数を掛け、その総和を履修登録単位数の合計で割って算出します。

$$G P A = \frac{(\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のG P}) \text{の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

## 7 成績通知

本学では、保護者との連携により、学生に適切な修学指導を行うことを目的として、学生の皆さんの成績(通算の単位修得状況)を、毎年度3月(入学した年度のみ9月と3月)に保護者の方へ通知します。

## 8 学修計画書の作成

文学部の学生は、在学中にどのような目標をもってどのような学修・研究を行うかといったことを入学時から常に主体的に考えなければなりません。そのため、在学中に複数回にわたって「学修計画書」を作成し、大学に提出します。計画書の様式や提出時期については、4月のガイダンスや掲示によって連絡します。

## 9 クラスタ

文学部では、各分野の専門科目群のほかに、特定の分野に収まらない現代的課題や普遍的な問題に対応すべく、「クラスタ」と呼ばれる科目群を設定します。開設するクラスタ、開講科目については、各年度の始めに公表します。

## 10 プログラム

文学部では、専門教育と並行して、資格取得や実践的語学能力の養成をサポートする「プログラム」を開設しています。これには、「学芸員課程プログラム」と「外国語習得・留学プログラム」(中国語・ドイツ語・フランス語)があります。これらは、どの分野からも履修が可能です。

\*「学芸員課程プログラム」については、「資格の取得に関すること」の該当頁を確認してください。

# 8. 岡山大学の試験等における受験心得

受験にあたっては、次の各事項に留意してください。(不明な点については授業担当教員へ確認してください。)

- ① 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。
- ② 監督者が指定した座席において受験すること。
- ③ 受験中は必ず学生証を机の上に置くこと。  
ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。
- ④ 受験中、机の上に置くことができるのは、学生証、筆記用具及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。また、机の棚板(物入れ)には何も置かないこと。
- ⑤ 携帯電話や音の出る機器は、必ず電源を切っておくこと。
- ⑥ 解答用紙には、所属学部名、入学年、番号及び氏名等の必要事項を必ず記入すること。
- ⑦ 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。
- ⑧ 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
- ⑨ 答案用紙は、特に指定がない場合、教卓上に提出するか、又は監督者に直接手渡すこと。自己の机の上に置いて退出すると当該授業科目の単位は認定しない。
- ⑩ 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。

なお、試験において不正行為を行った、または不正行為を行おうとした者に対しては、学則第58条(大学院学則第49条)により厳重な懲戒処分を行う。

試験における不正行為は次のとおりである。ここで、試験時間中とは、解答の開始から答案の提出までをいう。

- 1) 代理(替玉)受験をしたり、させたりすること
- 2) 試験時間中に、使用が許可されていないノート及び参考書等並びに電子機器類その他試験問題解答の参考となり得る物品を参照すること又は使用すること
- 3) 試験時間中に、言語、動作又は電子機器類等により他人に教示すること又は教示を受けて解答に利用すること
- 4) 答案を交換すること
- 5) 試験時間中に、他の学生の答案をのぞき見すること
- 6) 試験時間中に、使用が許可されたノート及び参考書等並びに電子機器類を貸借すること
- 7) 監督者の注意若しくは指示に従わないこと
- 8) その他、試験の公正な実施を妨げる行為をすること

また、不正行為を行った場合、または不正行為を行おうとした場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学期に履修している全ての授業科目(学期をまたがって履修する授業科目を含む。)の単位は認定しない。

## 9. 岡山大学文学部成績評価基準

岡山大学文学部規程（平成16年岡大文規程第1号）第10条の規定に基づき、岡山大学文学部成績評価基準を次のように定める。

- 1 成績評価は、授業への取組・受講態度、報告・発表状況、レポート、試験など多様な要素を組み合わせで行うものとする。一回の試験又は一回のレポート提出のみで成績評価を行うことはしない。
- 2 試験、レポート等は、成績評価の際に、受講及び受講のための学習準備を通じて得られた学習成果が、適切に反映されるよう課題設定を工夫するものとする。
- 3 各授業科目の成績評価の方法等は、シラバス（講義要覧）に明記するとともに、各授業において、学習目標と関連付けながら説明するものとする。また、A+、A、B、C及びF等の区分についても併せて説明する。
- 4 初年次導入科目のように、性格を同じくする授業科目を複数コマ開講する場合の成績評価の方法等は、担当教員による評価の差が生じないように、相互に調整し、可能な限り統一するものとする。また、1授業科目を複数の教員で担当する場合も同様とする。
- 5 卒業論文の評価は、次の項目等について、総合的に行うものとする。
  - ① 論文としての形式を満たしているか。
  - ② 必要な調査や実験、または文献の収集を行い、かつ適切な分析が行われているか。
  - ③ 論文のテーマ、目的、方法が明確であるか。また、論旨が明晰であり、言語表現が適切であるか。
  - ④ 口頭試問において質問に適切に答えられたか。なお、論文の形式等については、3年次第3学期、第4学期もしくは4年次第1学期、第2学期の課題演習において、担当の教員が指示するものとする。
- 6 成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に対応するものとする。

## 10. 成績評価に関する質問・疑問の受付について

1. 専門教育科目に関して、成績開示後、開示された成績評価に質問・疑問等がある場合は、当該授業担当教員に質問等を行うことができます。
2. 教員は学生からの成績評価に関する質問・疑問等を受け付け、真摯に対応します。
3. 文学部専門教育科目に関して教員からの回答に納得できない場合は、「文学部専門教育科目における成績評価異議申立に関する要項」に基づき、当該成績評価の開示日から原則として8日以内に異議を申し立てることができますので、文学部教務担当にその旨を申し出てください。
4. 他学部開講の専門教育科目に関して教員からの回答に納得できない場合は、当該授業科目を開講する学部等の教務担当にその旨を申し出てください。

# 11. 就業体験実習（インターンシップ）の履修について

## 就業体験実習の概要

### 1. 趣旨・目的

本実習は、在学中に一定期間、学外の一般事業所において就業体験を行うことにより、社会的な知見を身につけるとともに、自らに適したキャリアを開発することを目的とする。

### 2. 対象学生

原則として3年次生とする。

### 3. 実施時期等

実習の実施時期は、原則として夏季休業中とする。

実習の実施にあたって、学生は受入機関からの報酬等は受けないものとする。

### 4. 実習内容等

実習内容は、原則として、受入機関の予定しているものを文学部学生生活委員会が確認し、承認するものとする。

### 5. 単位認定等

文学部学生生活委員会は、学生の提出する「実習結果報告書」、受入機関の「インターンシップ実施評価報告書」及び指導教員の「実習指導意見書」に基づき、単位の認定を行う。

### 6. 事故対策

実習中の事故に対処するため、学生は、学生教育災害傷害保険及び賠償責任保険等に加入するものとする。

### 7. 守秘義務

実習中に学生が知り得た、受入機関に関する情報について、守秘義務を負うものとする。

### 8. 運営機関

本実習の運営は、文学部学生生活委員会が行う。

授業科目区分	専門科目
授業科目	就業体験実習(インターンシップ)
単位	2単位 10日以上 1単位 5日以上10日未満
実施時期	原則として夏季休業中
配当年次	3年次生
履修手続	詳細については別途掲示する。

## 12. 「分野課題演習」履修に係る取扱いについて

「分野課題演習」については、卒業論文の執筆に向けての段階的な指導を前提に開講するものであり、原則として3年次から4年次にわたって継続して履修することとし、履修方法の詳細については各分野及び領域で定めるものとする。

## 13. 卒業論文について

### 卒業論文の申合せ事項について

- 1 人文学科の課程を修め学士の学位を得るためには、卒業論文の審査に合格し、その成績をもって所定の単位の一部を満たさなければならない。
- 2 卒業論文提出予定者は、指導教員を通じて、所定の様式により研究テーマ届を10月31日午後 5時15分までに教務担当に届け出ること。  
なお、当日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合は、その翌日の午後 5時15分までとし、連休となる場合は、最終休日の翌日の午後 5時15分までとする。
- 3 卒業論文は、所定の手続に従い、1月31日午後 5時15分までに教務担当に提出すること。  
なお、当日が休日の場合は、第 2項の規定を準用する。
- 4 9月末卒業を希望する者は、4月30日午後 5時15分までに指導教員を通じて教務担当に所定の手続を行い、7月31日午後 5時15分までに教務担当に卒業論文を提出すること。  
なお、当日が休日の場合は、第 2項の規定を準用する。
- 5 卒業論文の成績審査は、論文 1点につき 2人以上の教員がこれにあたり、各々の点数の平均点をもって専門科目14単位（平成29年度以前入学生にあつては10単位）の成績とする。  
（注） 論文の形式については、指導教員の指示を受けること。

## 14. 文学部既修得単位の認定内規

**第1条** この内規は、文学部規程第19条第1項の規定に基づき、既修得単位の認定に関し、その取扱いを定める。

**第2条** 既修得単位の認定の出願資格は、次のとおりとする。

- 一 大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者又は退学した者
- 二 科目等履修生として単位を修得した者

**第3条** 認定できる授業科目の区分及び認定単位は、次のとおりとする。

- 一 教養教育科目のうち言語科目 8単位まで
- 二 前号以外の教養教育科目 12単位まで
- 三 専門教育科目 10単位まで

**第4条** 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定する日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- 一 既修得単位認定願（本学部所定の様式）
- 二 卒業証明書又は在学期間証明書
- 三 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義概要等）

**第5条** 認定された授業科目は、卒業要件単位数とする。なお、成績評価の表示は「認定」とする。

（附則 省略）

## 15. 海外短期研修（フランス語）における学修の成果に係る単位認定基準

フランスにおける短期語学研修（3ヶ月を超えないもの）に参加した場合の学修の成果の単位認定について、次のとおり申し合わせる。

1. 本申合せの対象となる語学研修は、別表1のとおりとする。
2. A1 から B2 までのいずれかのレベルの授業を履修し、十分な成績（10/20 以上）を修めた場合には、15 時間の授業につき 1 単位を認定する。なお、換算の際の小数点以下は切り捨てとする。
3. 認定可能な単位数の上限は 6 単位とする。
4. 認定する科目名は「海外短期研修（フランス語）」とし、科目区分は、文学部専門科目（自由科目）とする。
5. 帰国後速やかに、所定の様式に成績証明書および授業時間数を証明する資料を添えて、提出するものとする。
6. 単位の認定は教授会で行う。

別表 1

大 学 名 等
ボルドーモンテーニュ大学
ストラスブール大学
サヴォワ・モンブラン大学（グルノーブル大学連合）
キャンパス・フランス

## 16. ボルドーモンテーニュ大学との協定による留学の単位認定基準

### 評価（単位付与）基準

1. DUEF2 以上のコース修了を単位付与の要件とする。
2. 認定科目は、修了したコースレベルにより次表のとおりとし、科目区分は、文学部専門科目（自由科目）とする。

コースレベル	認定科目	単位数
DUEF2- niveaux1	ボルドーモンテーニュ大学留学 (DUEF2-1)	12
DUEF2- niveaux2	ボルドーモンテーニュ大学留学 (DUEF2-2)	12
DUEF3	ボルドーモンテーニュ大学留学 (DUEF3)	12
DUEF4	ボルドーモンテーニュ大学留学 (DUEF4)	12
DUEF5	ボルドーモンテーニュ大学留学 (DUEF5)	12

3. 同一レベルの重複履修は単位認定の対象とはならない。
4. 帰国後速やかに、所定の様式に成績証明書を添えて、提出するものとする。
5. 単位の認定は教授会で行う。
6. この申し合わせは平成 31 年 4 月 1 日より施行し、平成 31 年度に実施される留学より適用する。



フランス語	実用フランス語技能検定試験（仏検）	3級以上	フランス語初級Ⅰ－1 フランス語初級Ⅰ－2 フランス語初級Ⅱ－1 フランス語初級Ⅱ－2 フランス語中級	4単位まで
		4級	フランス語初級Ⅰ－1 フランス語初級Ⅰ－2 フランス語初級Ⅱ－1 フランス語初級Ⅱ－2	2単位まで
		5級	フランス語初級Ⅰ－1 フランス語初級Ⅰ－2	1単位まで
中国語	漢語水平考試（HSK） （筆記試験のみ）  ※5級・6級については、180点以上のスコアを獲得した場合、単位認定の対象とする。	3級以上	中国語初級Ⅰ－1 中国語初級Ⅰ－2 中国語初級Ⅱ－1 中国語初級Ⅱ－2 中国語中級	4単位まで
		2級	中国語初級Ⅰ－1 中国語初級Ⅰ－2 中国語初級Ⅱ－1 中国語初級Ⅱ－2	2単位まで
		1級	中国語初級Ⅰ－1 中国語初級Ⅰ－2	1単位まで
韓国語	韓国語能力試験	2級以上	韓国語初級Ⅰ－1 韓国語初級Ⅰ－2 韓国語初級Ⅱ－1 韓国語初級Ⅱ－2 韓国語中級	4単位まで
		1級	韓国語初級Ⅰ－1 韓国語初級Ⅰ－2 韓国語初級Ⅱ－1 韓国語初級Ⅱ－2	2単位まで
スペイン語	スペイン語技能検定	4級以上	スペイン語ベーシック1～4 スペイン語ステップアップ	4単位まで
		5級	スペイン語ベーシック1～4	2単位まで
		6級	スペイン語ベーシック1及び2	1単位まで
イタリア語	実用イタリア語検定	3級以上	イタリア語ベーシック1～4 イタリア語ステップアップ	4単位まで
		4級	イタリア語ベーシック1～4	2単位まで

		5級	イタリア語ベーシック1及び2	1単位 まで	
--	--	----	----------------	-----------	--

- 備考 1 英語の認定は原則として、同一科目の「－1」と「－2」に対して行うこと。やむを得ず「－1」と「－2」の片方のみ認定する場合は、「－2」を認定する。「－1」のみの認定は、学生が「－2」をすでに履修している場合にのみ行って良いものとする。
- 2 「GTEC Academic 4技能」のスコアのうち、2技能のみを用いて、「GTEC Academic 2技能」の単位認定の対象とすることはできない。

## 18. 岡山大学学生が科目等履修生として学部又は大学院の授業科目を履修する場合の取扱いについて

〔平成19年2月8日〕  
学 長 裁 定  
改正 平成26年11月4日

- 第1 この取扱いは、岡山大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生（以下「本学学生」という。）が、科目等履修生として、本学の学部又は大学院の研究科（以下単に「研究科」という。）の授業科目（教養教育科目を含む。以下同じ。）を履修する場合の要件及び手続きに関し、各学部及び研究科の定めるもののほか、必要な事項を定める。
- 第2 対象の授業科目  
履修対象の授業科目は、科目等履修生の受入れ制度を整備している学部及び研究科が開講する授業科目とする。ただし、各学部及び研究科において、履修科目数及び履修対象科目等を制限している場合は、各学部及び研究科の定めるところによる。
- 第3 履修要件
- 1 学部学生の場合（次の要件をすべて満たす者）
    - (1) 最高年次の者又は所属学部において特に必要と認められた者
    - (2) 当該学生の指導教員の承諾を得た者
    - (3) 履修を希望する研究科において、出願資格を認められた者
    - (4) 履修を希望する研究科の授業科目の担当教員の承諾を得た者
  - 2 大学院学生の場合（次の要件をすべて満たす者）
    - (1) 当該学生の指導教員の承諾を得た者
    - (2) 履修を希望する学部又は法務研究科において、出願資格を認められた者
    - (3) 履修を希望する学部又は法務研究科の授業科目の担当教員の承諾を得た者ただし、各学部又は法務研究科の事情によっては、授業科目の履修許可方法を別に定めることができる。
- 第4 履修できる授業科目数・単位数
- 1 学部学生  
所属学部の定めるところによる。
  - 2 大学院学生  
所属研究科の定めるところによる。
- 第5 出願及び期間延長手続き
- 1 出願書類  
本学学生が科目等履修生として学部又は研究科の授業科目を履修する場合は、別紙様式1「科目等履修生（入学）願書（本学学生用）」に、在学証明書（入学予定者にあつては、入学予定の学部又は研究科が交付する入学予定証明書）を添付し、履修希望の授業科目を開講する学部又は研究科の長に願出するものとする。  
ただし、各学部及び研究科の事情によっては、本様式に準じた様式を定めることができる。
  - 2 期間延長願書類  
本学学生が科目等履修生としての期間を延長する場合は、別紙様式2「科目等履修生（期間延長）願書（本学学生用）」により、科目等履修生として在籍している学部又は研究科の長に願出するものとする。  
ただし、各学部及び研究科の事情によっては、本様式に準じた様式を定めることができる。
  - 3 出願・期間延長申請期間  
原則として、次に掲げるとおりとし、各学部及び研究科の事情によっては、出願の時期を別に定めることができる。
    - (1) 前期  
3月28日～4月12日  
ただし、受付開始日及び締切日が休業日の場合は、翌業務日とする。
    - (2) 後期  
9月20日～10月5日  
ただし、受付開始日及び締切日が休業日の場合は、翌業務日とする。
  - 4 出願及び期間延長に係る選考結果の通知方法は、各学部又は研究科の定めるところによる。
- 第6 授業料、入学料及び検定料  
授業料、入学料及び検定料は、岡山大学聴講生及び科目等履修生に係る授業料、入学料及び検定料の取扱いに関する要項（平成19年2月8日学長裁定）の規定により、不徴収とする。
- 第7 その他  
この取扱いは、平成26年11月4日から施行し、平成27年度に係る科目等履修生から適用する。

## 19. 学部・大学院の授業科目の連携に関する取扱いについて

〔平成22年11月2日〕  
学 長 裁 定  
一部改正 平成27年12月 9日

### 第1 趣旨

この取扱いは、岡山大学（以下「本学」という。）の学部及び大学院の研究科（以下単に「研究科」という。）が、学部又は研究科の授業科目（教養教育科目を除く。以下同じ。）に学部・大学院連携科目（以下「連携科目」という。）を開設する場合の要件及び連携科目の履修に関し、必要な事項を定める。

### 第2 定義

連携科目は、研究科で開講する授業科目のうち第3の目的に沿った授業科目を、学部学生が大学院学生と共に受講する科目、又は学部で開講する授業科目のうち第3の目的に沿った授業科目を、大学院学生が学部学生と共に受講する科目とする。

### 第3 目的

学部及び研究科は、連携・協力して、授業内容を精選した連携科目を設置し、単位を認定する制度を運用することができる。これにより、次の各項に掲げる教育目標の達成に努めるとともに、学部教育と大学院教育の有機的連携を図り、本学教育研究組織の弾力化を推進する。

- 1 多様な学修歴を持つ大学院学生に対して、学部との連携科目の履修を認め、大学院教育を円滑に行う。
- 2 学部学生に対して、大学院との連携科目の履修を認め、更なる学力の向上を図るとともに、大学院進学への動機付けと導入教育を促進する。

### 第4 実施方針

学部及び研究科が連携科目を開設するにあたっては、次の各項に掲げる方針に従って開設するものとする。

- 1 連携科目は、学士課程教育及び大学院教育の質保証が担保される条件の下で運用する。
- 2 学部及び研究科は、各々の成績評価基準に従って、成績評価と単位認定を行う。
- 3 学部及び研究科は、履修要項又は学生便覧等に、当該授業科目が連携科目であることを明記する。

### 第5 その他

- 1 この取扱いにより本学の学部学生及び大学院生が連携科目を履修するに当たっては、科目等履修生として履修するものとする。
- 2 この取扱いに定めるもののほか、連携科目に関し、必要な事項は、各学部及び各研究科において別に定める。
- 3 この取扱いは、平成23年4月1日から施行し、平成23年度以降本学に在籍する学生に適用する。

### 附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行し、平成28年度以降本学に在籍する学生に適用する。

※ 連携科目の一覧等については、別途掲示します。